

被選挙権年齢の引き下げについて

拓殖大学海外事情研究所准教授 丹羽文生

平成（一九八九年一月）になって以降、合計一〇回、総選挙が行われている。最初は一九九〇年二月、いわゆる「消費税解散」に伴うものだった。あれから三〇年近くが経つが、平成生まれの衆議院議員は一人も出ていない。二〇歳代の現職議員も今はゼロである。

一方、昭和（一九二六年二月）では、一九四五年二月に衆議院議員選挙法が改正され、被選挙権が「帝国臣民タル男子ニシテ年齢満三十年以上ノ者」から二五歳以上の男女になると、元首相の田中角栄、中曽根康弘のような二〇歳代の新人議員が続々と生まれ、一九五八年五月の総選挙では元法務大臣の谷川和穂や元民社党委員長の塚本三郎といった昭和生まれの衆議院議員も誕生している。

かつて、日本では選挙に出馬、当選するためにはジバン（地盤）、カンバン（看板）、カバン（鞆）の「三バン」が必要であるとされた。後援会、知名度、選挙資金のことを指す。しかし、万能ではないものの、近頃では政党

二〇歳から一八歳に引き下げられ、同時に結婚年齢も従来の男性一八歳、女性一六歳から男女いずれも一八歳となった。世界的に見ても、一八歳選挙権と同じく「一八歳成人」が主流であり、これで日本も国際水準に至ったということになる。

世界の趨勢を眺めると、例えば、中国の習近平政権による強権的な政治干渉を受けている香港では二〇一四年九月の民主化運動「雨傘革命」の若きリーダーたちが、一昨年（二〇一六年）九月の立法會議員選挙に相次いで出馬し議席を獲得している。同じく台湾でも、二〇一三〇歳代の若い人々が新党結成を含め、積極的な政治運動を展開している。フランスでは昨年（二〇一七年）五月、三九歳の大統領が、一〇月にはオーストリアで三一歳の首相が誕生した。

そうした流れの中で今、被選挙権年齢の引き下げが検討されつつある。日本の被選挙権は、衆議院議員、都道府県議員、市区町村長、市区町村議會議員が二五歳以上、参議院議員、都道府県知事が三〇歳以上と規定されている。なぜ二五歳と三〇歳という年齢差があるのだろうか。

過日、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、そのことを尋ねられた総務大臣の野田聖子は「社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設

による公募制が一般化し、昔と比べれば、選挙に出るためのハードルは相当に低くなっているように思われる。それでも平成生まれの衆議院議員がいないのは、やはり社会からダイナミズムが喪失し、活力が減衰している証左なのであろうか。

現代は「シルバー・デモクラシー」という言葉に象徴されるように、政治家も絶対数が多く、投票率も高い終戦直後の第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた七〇歳前後の「団塊の世代」の意向に沿った政策運営をしがちであると言われている。国の累積債務は一〇〇兆円を超える中、彼らは、そうした「負の遺産」を残して世を去る人々であり、今こそ、この膨大な借金を引き受ける若年層の声を救い上げる多くの若い政治家の誕生が求められているのではないだろうか。

選挙制度は衆参両院で類似点も多く、複雑かつ煩雑との批判もあるが、その相違点は投票に参加さえすれば、実体験を通じて自然と理解できよう。同時に、投票行動に伴って投票責任も生じ、政治的関心も深まるはずである。その意味でも二年前に選挙権年齢が従来の二〇歳以上から一八歳以上に引き下げられたことは理に適ったものであったと考えられる。

併せて先般、改正民法が成立し、成人年齢が現行の定されていると考えられております」と答弁している。極めて曖昧で分かり難い。確かに参議院は「良識の府」と呼ばれるように衆議院に対する抑制、均衡を図ることが期待されており、言わば「目付役」のような存在で、知事も市区町村長と違って管轄区域が広く、全体を俯瞰する政治的配慮が求められる職種ではあるが、そこには合理的な基準や意味合いが全く感じられない。

国会図書館調査及び立法考査局政治議会課の調査によると、被選挙権年齢が判明した一九四カ国（二院制を採用している国の場合は下院）のうち、二〇一五年一二月段階で一八歳が五四カ国（二七・八％）、二一歳が六〇カ国（三〇・九％）、二五歳が五七カ国（二九・四％）で、これら三つの年齢分布のいずれかに該当する国が全体の九割近くを占めたという。この際、日本でも、まずは被選挙権を全て二五歳以上に統一したかどうか。選挙制度と税制は民主政治の根幹を成すもので、簡素、公平、中立が望ましい。

世界最速で人口減少と少子高齢化が進む日本の将来を考えれば、少々のリスクを覚悟した上でも果敢な改革が必要である。もちろん、何をするにも副作用を伴う。しかし、それは民主政治の健全な発展、醸成のための社会的コストと見るべきであらう。